

第126号

2008
Aug.
&
Sep.

8
9

ちよな THE KIZUNA

いとしご増刊

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

奈良県自閉症協会
ニュース

発行人： 河村舟二
編集人：奈良県自閉症協会
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町 84-10
購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会発足

社団法人日本自閉症協会の支部制度の廃止に伴い、今年3月30日に奈良県支部解散総会を大和郡山市福社会館で行いました。そこで、ご審議ご決定いただいたのは、奈良県支部解散後は当面は任意団体「奈良県自閉症協会」として出発し、NPO法人化していくことでした。事務局ではこれを受けて早速NPO法人の申請の手続きを開始しました。そして平成20年8月22日付けで「特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会」が成立し、登記も終わりました。こういういきさつで、前回の総会には来賓の方々にお声をかけることもせず会員による身内だけの総会でした。今回、改めて、「特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会」の新しい出発を広く周知していただく意

味を込めて、平成20年9月20日に大和郡山市の三の丸会館で発足総会と一般の県民の皆様も参加対象にした記念講演を実施いたします。お忙しいとは思いますが、会員の皆様には、私たちの会が全国で一番最後の日本自閉症協会の支部として平成10年に発足して、ちょうど10年たつこと。この機会に法人化するという一つの節目の意義ある総会であるとお考えになり、是非ご参加くださいますようよろしくお願いいたします。講演会の後、法人構成役員とは違う、実際の活動を担っていただく各部の役員さんや今後の活動計画についてご審議ご承認いただきたいと思います。保育も実施しますので、必要な方は開催要項にしがたい、お申し出ください。

(理事長 河村舟二)

2008年度独立行政法人福祉医療機構の助成による「自閉症児者の自立生活・就労支援事業」のひとつ、実践勉強会〈ソーシャルクラス〉の陶芸体験(7月19日・8月2日の2日間)と1day ソーシャル体験・レクリエーション{スイミング&体操教室}(8月3日)を開催しました。

陶芸体験は、天理市在住講師の指導の元、1日目はそれぞれ参加者が作りたい物を決めて、陶芸用の粘土は普通の粘土より少し堅いのですが、イメージする物を集中して作っていきました。2日目は乾燥した粘土に色をつけていきました。どちらも短時間での、作業でしたので、落ち着いて作品作りをすることが、出来ました。

1day ソーシャル体験・レクリエーションでは、養護学校の先生や体操教室のリーダー・学生ボランティアがたくさん参加してくださり、午前中のプールでは、参加児童の着替えやロッカーの使い方など、指導やサポートをしていただきました。

保護者の方は、午前中はメンター養成講習会を受講した役員保護者を中心に3つのグ

ループに分かれてのディスカッションをしながら、講師の先生にもグループを回っていただき、アドバイスをいただきました。

午後は子ども達と一緒に、蒸し暑い体育館の中で、体操・ダンスと汗を流しました。参加者のアンケートはほとんどが、すごく良かったので、また参加したいとの回答でしたが、何点かご指摘や希望もいただきましたので、次につなげていきたいと思っています。初めて会う方、初めてのお子さんがほとんどで、役員はどきどきはらはら当日を向かえましたが、けがや事故がなく、無事に終了出来ましたこと、講師の先生、ボランティアの皆様感謝いたしております。

実践勉強会〈ソーシャルクラス〉は 秋のアウトドア体験と 冬にお料理教室を計画中です。「おやじの会」のメンバーさんと メンター養成講習会終了者が 中心に計画進行中! 9月号「絆」で 案内できたらと思っておりますので よろしく 事務局役員一同

総会保育ボランティア募集のお知らせ

平素より奈良県自閉症協会の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、下記のとおり保育ボランティアを募集いたします。

何かとご多用のことと存じますが、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

記

日時 平成20年9月20日(土)
12:00~17:00

場所 大和郡山市三の丸会館 体育館
奈良県大和郡山市南郡山町529-1
TEL 0743-53-5350

日程 12:00~
大和郡山三の丸会館体育館ボランティア集合

日程説明 打ち合わせ

13:10~ 保育児童受付開始
保護者よりの聞き取り

13:30~ 保育開始 自由遊び
14:30~ コンビニにおやつを買いにお出かけ
15:00~ おやつタイム
15:30~ 集団でダンス・体操・終わりの会
16:20~ 保護者のお迎え
17:00 ミーティング後、ボランティア解散

(日程は予定ですので、変更があるかもしれません)

募集人数 20名

申し込み

光野 FAX 0742-71-4088
e-mail nahi-kon@m3.kcn.ne.jp

申し込み締め切り 9月10日(水)

☆支部規定の交通費を支給いたします(印鑑をお持ち下さい)。

☆日本自閉症協会のJDD担当の中村さんから内閣府「障害施策のありかた」についてのヒヤリング参加報告が届いています。現在、発達障害支援法の見直しで、国レベルの話合いが活発に行われています。中央の情報がめまぐるしく動いていますので、皆様も注目をお願いします。(河村)

8月5日(火)に、霞ヶ関の第4中央合同庁舎において、内閣府主催の「障害施策のありかた」についてのヒヤリングが実施されました。

これは、今後の障害施策のありかたを考えるに際しての参考として、各団体よりの意見を収集するために実施されるものであり、今回はJDDネットの正会員団体の立場として参加したものです。当日は、各省庁より担当課長レベルが参加した、中々の顔ぶれの会議でした。

残念ながら、所用との兼ね合いから、会長をはじめとする三役の皆様方には出席していただかず、資料の作成も無かったため、私が(社団)日本自閉症協会選出のJDD理事の立場として、会長の承諾をいただき、代理として資料作成・出席をさせていただきました。

当日あちらに提出した資料につきましては、5分間という限られた時間の都合上、JDD代表の田中先生の述べられた内容の中でも、特に協会としてお願いしたいもの

を簡単に記述させていただきました。

JDDからの要望と併せて、添付させていただきますので、どうぞ目をお通しいただければと思います。

なにぶん準備の時間がほとんど無い上に私の力不足もあり、物足りない内容になってしまったかと思いますが、とにかく協会の立場のものが出席したことに、大きな意味があるかと思っています。以上、ご報告とさせていただきます。(中村文字) 8/7

また、中村さんから発達障害胃腸見直しのアンケートについて、7月30日付でメールを頂いています。

東京都自閉症協会の中村文字です。

今年度、JDD ネット理事を務めさせていただいております。

今年度、JDD ネットでは厚生労働省よりの助成を受け、発達障害支援の見直しに関する支援ニーズアンケート調査およびJDD ネット地域ミーティング2008を実施する運びとなりました。

特に、ミーティング開催地にあたる大阪・仙台・東京・名古屋・福岡・札幌の皆様には、ご苦勞をおかけすることと思ひます。どうぞよろしくお願ひ致します。

アンケート案につきましては、現在最終的ツメの作業にはいつておりますが、各地自閉症協会の皆様方には、配

布等にあたりご協力をお願いできればと思います。夏休みという最悪の時期にあたってしまいましたが、ご協力いただける地域につきましては、中村までご連絡をいただければと思います。

開催要項及び主旨を添付させていただきますので、ぜひご一読下さい。

この時期、JDDの位置づけは、けっして軽く見ることはできないと思います。

皆様、どうぞよろしくお願ひ致します。(中村文字)7/30

2008年8月5日

障害施策のあり方についてのヒアリング要望書

社団法人日本自閉症協会

会長 石井哲夫

1. 自閉症をはじめとする発達障害に対する社会的理解のさらなる推進

今年4月2日の世界自閉症啓発デーの制定は、私たち自閉症関係者にとっては、長年の願ひのかなった記念すべきできごとでした。この場をお借りして、ご尽力い

と思われま

とされます。三重県の亀山方式を参考に、ぜひ、その育成に向けたシステムの確立をお願い致します。

4. 自閉症者に対する、就労及び就労後の定着に向けた支援の充実

自閉症者にとって、企業就労することよりも、それを継続していくことの方が数倍の困難を伴います。就労後の生活を含めた支援の充実をぜひお願い致します。

5. 地域における、自閉症に関する専門医療(入院体制を含む)の充実と、医療・福祉・教育・労働等関係諸機関のさらなる連携

自閉症を診断できる専門医の数はまだまだ不足しており、成人期の専門医療については、そのほとんどを児童精神科医や小児科医に頼り切っているのが現状です。そのため、福祉・教育と医療の連携が充分取れず、状態の悪化を招いている事例も少なくありません。

入院体制を伴う専門医療機関の充実を、ぜひお願い致します。

以上

ただいた関係者の皆様には、心よりお礼を申し上げたいと思います。

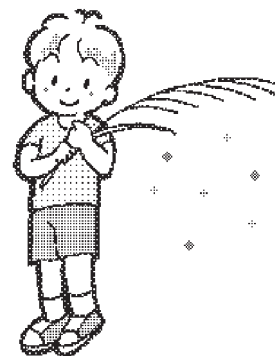
しかしながら、現実の社会状況をかんがみるに、発達障害に対する社会的理解は、まだまだ深まったといえません。今後とも、一般社会に対する理解啓発活動を推進し、さらなる社会的理解の向上に努めていただけるよう、お願ひ致します。

2. 障害者自立支援法における発達障害の明確な位置づけと、自閉症特性を反映した障害程度区分やサービス量決定体系への見直し

現在、法制度上明確になっていない発達障害の位置づけを、条文内にしっかりと織り込むとともに、自閉症者が豊かな地域生活を送るのに必要な支援を確保できるように、障害程度区分やサービス量決定体系への見直しをお願ひ致します。

3. 「障害児支援の見直しに関する検討会報告書」にもとづく地域における自閉症児支援や、特別支援教育における自閉症の専門性を充実させるための、自閉症をはじめとする発達障害に関するスーパーバイザーの育成

現在動き始めている発達障害児者地域支援体制を考えるに、より身近な地域の中における、支援者を支援する立場のスーパーバイザーの位置づけが、大変重要である



平成 20 年 8 月 5 日

障害者に関する施策の在り方に関する要望事項

日本発達障害ネットワーク
代表 田中 康雄

【一. 障害者基本計画の項目】

〈一般的な方針関係〉

1. 発達障害を障害者支援制度において明確に置くこと、

全ての障害のある人を対象とした法制度への改正現状、発達障害は、障害者基本法、障害者自立支援法の中で、対象として明文化されていない状況にあります。今後各法律の中で発達障害を明確に位置づけることを要望します。また、現在は障害者基本法を基本に、三障害のみを対象とする法律・制度となっていますが、将来的には、身体障害・精神障害・知的障害だけでなく、発達障害、高次脳機能障害、難病等も含めた全ての障害のある人を対象としたノンカテゴリー（例えば「総合福祉法」というような）の法制度に改正することを要望します。

2. 地域格差の是正、全国どこでも同じ水準で提供でき

【三 分野別施策の基本的方向】

〈1. 啓発・広報〉

1. 発達障害等の障害に対する社会的理解の向上

平成 19 年 2 月に実施された「障害者に関する世論調査」の結果は、発達障害に関する社会的理解が十分ではないという状況が明らかになりました。

今後、発達障害に関する社会一般、学校教育時の児童・生徒・保護者、公共機関、警察、法曹関係者等への理解啓発活動を推進し、発達障害に対する社会的理解のさらなる向上に努めてくださるようお願いいたします。

2. 世界自閉症啓発デーへの取り組み

昨年、国連で「世界自閉症啓発デー（4月2日）」が採択され、発達障害の啓発は世界的にも取り組むべき課題となっています。わが国でも「世界自閉症啓発デー」の広報、催物を実施すべきですが、さらに「発達障害者支援週間」という発達障害全般への社会的理解の向上も期待できるような活動に拡張していく必要があります。こうした取り組みへの理解と支援を期待します。

〈2. 生活支援〉

1. 発達障害者支援センターの機能の整備と充実

平成 19 年度に、全国の全都道府県に発達障害者支援

るような仕組みづくり

現在、発達障害のある人への支援は、地域間格差が顕著であり、同じ日本に生まれながら地域によっては支援の質と量に大きな差異が生じています。各種支援事業の拡充、人材の養成・配置、財政的な支援等により、全国のどの地域においても同じような支援、あるいはミニマム・スタンダードの支援が提供できる仕組みの構築、取組を要望します。

3. 当事者団体との連携・活用、当事者・保護者の活用
当事者団体等が、障害者支援において果たしている役割は大きなものがあります。各種の支援施策が、当事者団体等との連携・協力のもとで実施されること、また当事者団体等の活動への直接あるいは間接的な支援を要望します。

また、保護者や当事者によるピア・カウンセリング等が、当事者、保護者のメンタルヘルスに一定の成果を上げている事例も多いこと、当事者が活躍できることは当事者の生きがいを育み、人権保障にも繋がること等から、当事者・保護者を支援者とするような人材養成や活用手段を計画することを要望します。

【二. 重点的に取り組むべき課題】特に該当なし

センターの設置が完了しましたが、個々の体制としては十分な機能を発揮しているとは言い難い状況です。今後さらに発達障害のある本人・家族への相談支援、適切なアセスメントが行えるよう、専門知識をもつ職員の配置、事業の拡充を図るよう要望します。

2. 発達障害児・者の家族支援体制の整備

発達障害児・者の早期支援を可能にするためには、家族が、子どもの発達状況と障害特性等を理解し、発達支援に取り組める状況を保障するための家族支援が必要です。現在、医療ケアにおいても障害児・者の福祉的支援においても、家族支援は位置づけられておらず、必要な支援が明確になっていない状態です。調査研究などを進めるとともに、全国で普及可能な支援方法の情報を収集し、適切な情報提供等ができる体制整備を要望します。

3. 発達障害支援の専門性の向上、専門職の活用

発達障害児・者支援に関わる専門家や職員等の増員と専門性の向上を実現し、発達障害児・者の支援の質・量の向上を図ること、および作業療法士、心理職（臨床心理士、臨床発達心理士など）、言語聴覚士、感覚統合療法などの支援方法に精通している専門職が活用しやすい体制整

備（活躍できる場や医療経済的保障など）を要望します。

〈3. 生活環境〉

1. バリアフリー新法における発達障害に対する施策の拡充

発達障害者のある人は、その知覚・認知、心理面の特性から、例えば照明・表示等の分かりにくさ等により日常生活の営み全般に負担を感じる等の困難を持っています。施設・建物・機器・情報への配慮や移動支援等について、発達障害のある人への対応施策の拡充を要望します。

2. 発達障害者の情報へのアクセスの保障

発達障害者の情報へのアクセスに関しては、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」の制定、著作権法の見直しの中で、発達障害者も含めた情報保証に関する法制度の整備に取り組んでいただいているところです。特に、発達障害については早期に研究・検証に取り組み、教育の場で不利益をこうむることのないよう、特に教科書および教科書に準ずる図書、緊急の災害などに関する情報、図書館に設置してある録音図書などの情報へのアクセスが保障されるよう一層の取組をお願いします。

ニーズに応じて計画的に教育・福祉・医療・保健・労働等の関係者が連携し取り組んでいく必要があります。個別の支援計画の作成・活用、これに基づいた適切な支援が受けられるよう、支援体制の整備を要望します。

このためには、教育期以外の分野・時期も含め、個別の支援計画を児童福祉法、学校教法等の法令で位置付け、その作成・活用の義務化・定着化を図るよう要望します。

3. 特別支援教室の実現、特別な場における指導の充実

平成 17 年 12 月 8 日付、中教審答申で「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」において、別途検討することが適当とされた「特別支援教室」に関する制度改定について、その後本格的な検討が行われていない状況にあります。早期にこの検討を開始し、実現を図るよう要望します。

また、「特別支援学校」「特別支援学級」「通級指導教室」における、少人数・個別等による一人一人のニーズに合わせた教育的支援は、発達障害のある児童・生徒の発達支援に不可欠のものです。障害があっても、極力地域の学校の学級で学ぶことが一つの方向性ではありますが、発達障害のある児童・生徒が必要に応じて、専門性のある特別な場で学ぶ機会については、保持しさらに

〈4. 教育・育成〉

1. 特別支援学級、特別支援学校における「自閉症者」の名称・位置付けの明確化

自閉症を中核とする広汎性発達障害・自閉症スペクトラム障害は認知特性上の特異性を有し、教育的支援の上では、特性に配慮することが必要です。通級による指導については、平成 18 年度の学校教育法改正により、情緒障害から「自閉症」分離されましたが、特別支援学級、特別支援教育学校については、現在も自閉症は「情緒障害」や「知的障害」の中に含まれて分類されています。広汎性発達障害・自閉症スペクトラム障害については、対象の分類として独立させ、その特性に合わせた教育的支援を行える制度・体制とするよう要望します。

(1) 特別支援学級において、「情緒障害者」から「自閉症者」を区分として独立させる。

(2) 特別支援学校において、「知的障害者」から「自閉症者」を区分として独立させる。

2. 地域における支援を実現させていくために、個別の支援計画の作成・活用を具体化・定着させること
地域において、発達障害のある人に対する適切な支援を行っていくためには、ライフステージに応じて、個々の

拡充を図っていただくよう要望します。

4. 後期中等教育、高等教育における発達障害児に対する支援体制の検討・整備

義務教育終了後の、高等学校等の後期中等教育や、大学などの高等教育において、発達障害児・者を対象とした支援体制の整備と拡充を要望します。発達障害支援モデル事業の拡充や、発達障害を対象とした特別コースや特別支援学級・通級指導教室の設置、あるいは、職業準備教育等の就労支援施策の拡充、さらには、普通高校卒業生等に、就労準備教育、就労支援の場の設置（例えば、特別支援学校や商業高校等の設備を利用し、1年程度の学科設置など地域の実態に応じた、多様な場の創出）などを求めます。

5. 小中学校および通常の学級における特別支援教育体制の整備

L D、A D H D、高機能自閉症の児童・生徒は通常の学級で大半を過ごすことを勧告し、学校教育法 81 条に基づき、小中学校および通常の学級における特別支援教育体制の整備を推進するよう要望します。担任教員に対する学校の内外からの支援体制の整備、補助教員等の活用、

現職教員に対する研修、現場教員に対する支援体制の確立、教員の資質向上・発達障害に対する理解向上等の方策に取り組んでくださるようお願いいたします。

7. 学校外の人材・資源の活用

(1) 特別支援教育士等の専門的指導資格を有する者の積極的活用

(2) 教育現場における積極的な作業療法士、スクール・カウンセラー（臨床心理士、臨床発達心理士など）、言語聴覚士、感覚統合療法などの支援方法に精通している専門職の活用

8. 専門性の向上、教員への支援体制の整備

(1) 教員養成課程における発達障害を含む障害に対する教育の基礎理論の履修義務化

(2) 専門家の育成と活用教員への指導事例等の情報提供の拡充

(3) 教員への指導事例、教材・教具データ・ベース、指導法等の情報の体系化と情報提供体制の整備

(4) 教員支援の体制整備

<6. 保健・医療>

1. 幼児期から児童期の地域での発達支援体制の整備

地域において発達障害児に対する支援を円滑に進めていくためには、子育て支援や保育の中で、子どもたちに対する発達支援が提供されるような仕組みが必要です。心理士、言語聴覚士、作業療法士等の発達支援専門家を配置し、相談・支援・療育態勢を整備するとともに、地域における関係機関へ出向いて支援出来るようなセンター的な機関の設置が必要です。地域により設置されている「こども発達センター」を全国の市町村に設置することを要望します。

また、子育て支援は、診断の有無ではなく、支援の必要性に応じて地域で子育てを支援できる体制作りが求められています。例えば、全国の市町村の児童家庭相談担当課及びその実施機関に、発達支援に関する専門職が配置されることを要望します。

さらに、乳幼児期については、いわゆる「気になる」段階からの相談・支援が大切であり、極力身近に、敷居の低い、障害種別にこだわらない機関を設置し、気軽に相談したり、お試的に療育を利用できたりするようになる等の整備・拡充を要望します。

【5. 雇用・就業】

1. 発達障害者の就労支援の充実

発達障害者の就労支援については、各種のモデル事業実施等により体制作りに着手いただいておりますが、就労の場や就労支援の専門家など質・量ともに不足しており、さらなる充実に要望します。

また、知的障害を伴わない発達障害については、通常の高校・大学を卒業するケースが多く、現行の就労支援制度のルールに乗らないケースが大半です。通常の学校高校・大学等において、SST、就業体験、移行支援等のカリキュラムや移行支援、適切な進路指導、定着支援等の充実にを図るよう要望します。

2. 発達障害者を障害者雇用率のカウント対象に加えること

現状、知的障害を伴わない発達障害の場合、それのみでは障害者雇用率の対象になっておりません。一刻も早く障害者雇用率の対象（例えば、0.5人カウント等の方法もあり得る）とするよう要望します。

2. 保育所における支援体制の充実

保育においては、特別支援教育における支援体制に対応する、保育所における保育面での位置づけ、支援体制の確立を要望します。また、発達障害のある子どもについては、必要に応じて「保育に欠ける」という条件を外すことを検討願います。また、保育所から学校教育への連続性をもてるような、移行体制作りを要望します。

3. 幼児健診における早期発見と早期支援体制の充実

乳幼児期から早期の支援が可能になるよう、早期支援体制の確立を要望します。乳幼児健診に携わる医師や保健師や心理士が最新の発達障害の知識や発見や支援の技術を修得できるよう、担当者について数年おきの研修などを義務付けるよう要望します。

4. 発達障害児・者の適切な医療ケア体制の整備

発達障害児・者の適切な医療ケア体制の整備を要望します。医療ケアにおいて、児童精神科医などの専門医の不足と地域格差は著しく、診断できる医師が足りない状況が常態化しています。診療報酬の改正などによる基盤整備のなかで、医療ケア体制の早期の確立を要望します。また、特に、児童における入院病床が足りない状態も常

態化しており、短期の入院治療によって改善できる児童への対応が適切に行えず、時に状態悪化を招く場合があります。早期の改善を希望します。

また、障害児施設の中で、第1種自閉症児施設のように医療機関として併せて医療を行っている機関において、医療が必要な発達障害児への医療的対応について、充実を図っていくよう要望します。

さらに、医療ケアの中での継続的な発達支援を可能にするために、発達障害のリハビリテーションにおける位置づけの明確化をお願いします。発達障害への発達支援をどのように取り組んでいくのか、エビデンスに基づくモデルが提示され、普及されるよう、調査研究を行うとともに、実際の普及が可能になるよう、保険点数などにおける改善を要望します。

5. ADHDに対する適用薬の早期承認

我が国においては、発達障害児・者に対する適切な薬物療法が十分に行えない状況になっています。特に、成人のADHDについては、現在適用薬がなく深刻です。諸外国で十分な効果と安全性が認められている薬剤で、国内での治験でも効果と安全性が確認できたものについては、迅速な承認作業を要望します。

とともに、世界的な研究成果を発信できるよう、体制の整備と拡充を要望します。

2. 「発達障害情報センター」「発達障害教育情報センター」の機能の拡充

「発達障害情報センター」、「発達障害教育情報センター」が相次いで設置されたことは素晴らしいことであり、大いに期待します。

発達障害教育情報センターについては、例えば、発達障害児の教育に関して、教育方法、なかでも授業で活用する教材・教具の具体例を、全国の現場の教員が利用できるようにすることで、わが国の特別支援教育の水準を飛躍的に高めていく可能性を持つ、重要な役割をセンターは担っています。今後、教員に対して教材や教育方法の情報を積極的に提供していくために、各領域にわたる複数の専門研究者を配置し、外部の研究者や全国の特別支援教育を担当する教員とのネットワークを強化し、中核的な機能を果たせる体制を整備することを要望します。また、「発達障害情報センター」、「発達障害教育情報センター」の間で、重複や齟齬のないように、連携を図っていただくよう要望します。

〈7. 情報・コミュニケーション〉

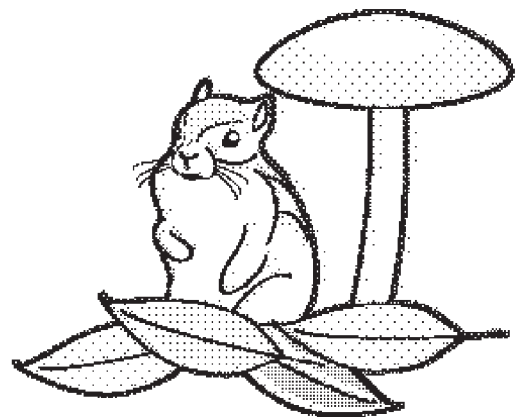
〈8. 国際協力〉

【四 推進体制等関係】

1. 重点施策実施計画
2. 連携・協力の確保
3. 計画の評価・管理
4. 必要な法制的整備
5. 調査研究、情報提供

1. 特別支援教育総合研究所における発達障害教育研究体制の整備と拡充

特別支援教育総合研究所は、わが国の特別支援教育のナショナルセンターとして重要な役割を果たすことが期待されています。しかし、発達障害領域については、他の障害分野に比べて研究者の数が少ない体制となっています。発達障害は世界的にも自閉症、ADHD、学習障害など、独立の国際学会や研究体制があり、他の障害領域の専門家が片手間で取り組めるものではありません。発達障害領域の研究者を研究所に採用するとともに、わが国の発達障害を専門とする研究者たちとの強力なネットワークを構築し、外に開かれた研究プロジェクトに積極的に取り組み、わが国の特別支援教育の発展に寄与する



 **社団法人 日本自閉症協会** Autism Society Japan <http://www.autism.or.jp/>

特定非営利活動法人 **奈良県自閉症協会** Autism Society of Nara Japan

(旧 社団法人日本自閉症協会奈良県支部)

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

☆ 沿革 1998年5月10日に、全国で一番、最後の支部として発足しました。
奈良県における自閉症児・者の福祉向上を願って、本人、家族、
医療・教育・障害者福祉関係者、ボランティア、によって構成されている支援組織です。
2008年8月22日に 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会になりました。

☆ 主な活動内容

- ・ 会報誌「きずな(絆)」の発行 月1回 *奈良県自閉症協会ホームページにも掲載
「絆」創刊号 1998年2月5日発行以後 毎月発行 2008年8月現在 (NO. 126号)
- ・ 療育部 (高校生まで)
成人部 (高校生は療育部、成人部どちらも参加OK)
高機能・アスペルガー部 (ケンケンパ)
それぞれの年齢により ニーズに合わせて 年度毎の活動計画を元に月1回
会員相互の親睦を図り、情報交換を行なう目的で時には専門家を交えて活動しています。
- ・ 自閉症スペクトラム及び 発達障害の理解と啓発のための講演会実施
- ・ 療育キャンプ・相談会の実施
- ・ 映画会の実施(赤い羽根共同募金助成)
- ・ その他 自閉症協会本部との連携活動、
JDDネットやNHKフォーラムの共催など



☆ 入会希望・その他の連絡先

〒639-1055 奈良県大和郡山市矢田山町84-10

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会 河村 舟二

FAX 0743-55-2763 メール kawafune@ares.eonet.ne.jp

* 当会の目的に賛同頂ける方は 本人・家族以外でも 会員になって頂けます

(会費) 正会員	入会金	3,000円	団体会員	10,000円
	会費(年会費)	6,000円	会費	10,000円
	賛助会員	3,000円		



第2回自閉症理解講座（記念講演会）

特定非営利法人奈良県人自閉症協会 法人化発足総会・記念講演会

日時 平成20年 9月20日（土）

13:30～15:30（受付13:00～）

場所 大和郡山市三の丸会館 小ホール

（奈良県大和郡山市南郡山町529-1 TEL 0743-53-5350）

「発達障がいの方への支援について

—親・支援者・当事者として—

講師 中谷 正恵 氏

（発達障がい児の暮らしをサポートする まーのよろずや）

まーのよろずや

<http://www.k5.dion.ne.jp/~ma-san/index.html>

【委託事業】

- ・ 社会福祉法人 ライフサポート協会 障がい児者余暇生活支援センターじらふ 療育相談担当
- ・ NPO 法人サンフェイス 児童サービス トーテム 療育相談担当
- ・ 富田林市人権教育推進協議会 発達障害児者相談室 相談員
- ・ NPO 法人 ZOO とぴあ 成人部相談会担当
- ・ 居宅支援事業所 ZOO さーびす 療育相談・指導員

【個人事業】

個別訪問・研修サポート・講演会：当事者の方々が、今、出来ることを楽しみながら、障害があっても当たり前の毎日を生きていけるように、具体的な援助とノウハウの提供を中心に、当事者または家族の方とともに考えていきたいと思っています。

中谷 正恵（なかに まさえ）さんの紹介

発達障害をもつ方々の
支援のお仕事をはじめて5年目になります。
お母さん、お子さんが
少しでも安心して生活ができるようにと
家庭での支援を個別に訪問しておこなっています。



申し込み 不要（当日 会場へお越し下さい）

定員 150人 参加費 500円

問い合わせ FAX 0744-33-4755 e-mail

m-ueshima@k2.dion.ne.jp